

上ノ国町 第2期 子ども・子育て支援事業計画

計画期間：令和2年度～令和6年度

令和2年3月

上ノ国町

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	2
4 制度の概要.....	2
第2章 子どもと子育て家庭の現状と課題	3
第1節 子育て家庭を取り巻く状況	3
第2節 子育て支援サービスの状況	12
第3節 アンケート調査結果の概要.....	15
第3章 計画の基本的な考え方	20
第1節 計画の基本理念	20
第2節 計画の基本的視点.....	21
第3節 児童人口の推移と今後の見通し.....	22
第4節 教育・保育提供区域の設定.....	24
第5節 施策の体系	25
第4章 分野別施策の展開	26
第1節 地域における子育て支援の充実	26
第2節 母親並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	32
第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	36
第4節 子どもの安全の確保	39
第5節 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進.....	41
第5章 子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保策	46
第1節 幼児期の学校教育・保育の量の見込み.....	47
第2節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	48
第6章 計画の推進	53
第1節 計画の推進に当たっての役割分担と連携.....	53
第2節 計画の進行管理	54
資料編	55
1 上ノ国町子ども・子育て会議設置要綱.....	55
2 上ノ国町子ども・子育て会議委員名簿.....	56
3 計画策定の経過	57

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の目的

平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の整備等に関する法律」の3法に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざす制度です（以下「新制度」とする）。

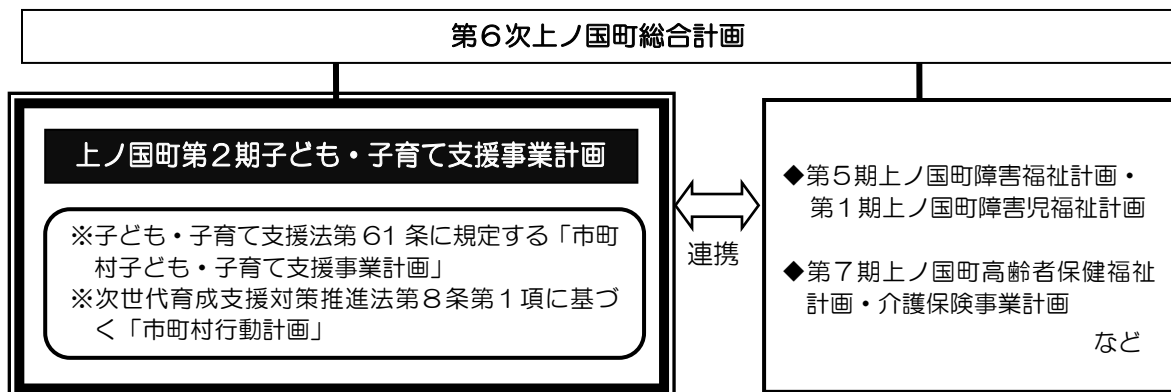
本町では、子育て世帯の生活の安定を図るため、保育料や医療保健自己負担額について実質無料化にし、未来の上ノ国町を担う子どもたちがすくすくと育つように、安心して子どもを産み育てるための支援に努めてきました。

本計画では、本町における子ども・子育て支援について、各サービスの需給の量の見込みや提供方策等をきめ細かく計画するとともに、住民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府から示された「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み、これらの確保方策を定めます。

また、次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していく、各分野における施策の方向性についても、本計画で位置づけます。



さらに、上位計画である総合計画や、その他関連計画との整合、連携を図るものとします。

特に、障害児支援の体制整備に当たっては、障害福祉計画・障害児福祉計画との調和を図るとともに、子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5か年とします。また、令和4年度に中間見直しをし、計画最終年度である令和6年度に次期計画を策定します。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
上ノ国町 子ども・子育て支援事業計画				上ノ国町第2期 子ども・子育て支援事業計画			次期 計画			
		中間 見直し		第2期計画 策定			中間 見直し		第3期計画 策定	

4 制度の概要

平成27年度から始まった「新制度」では、従来別々となっていた幼稚園、保育園、認定こども園等の利用手続きや公費負担の仕組みについて、幼稚園、保育園、認定こども園を通じた共通の給付（施設型給付）と、小規模保育等への給付（地域型保育給付）が創設されるとともに、「子ども・子育て支援法」に定められた13の地域子育て支援事業の充実を図っていくことになりました。

その後、平成29年6月に「子育て安心プラン」が公表され、待機児童の解消、女性の就業率の向上（M字カーブの解消）、保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保、保護者への「寄り添う支援」の普及促進といった方向性が打ち出されています。また、共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破するため、小学生の放課後においても、安全・安心な居場所の確保を図ることを示した「新・放課後子ども総合プラン」が平成30年9月に策定されました。

こうした国の少子化対策の変化に対応しつつ、町の現状に適した施策を推進・展開していくことが求められています。

第2章 子どもと子育て家庭の現状と課題

第1節 子育て家庭を取り巻く状況

(1) 総人口と総世帯の状況

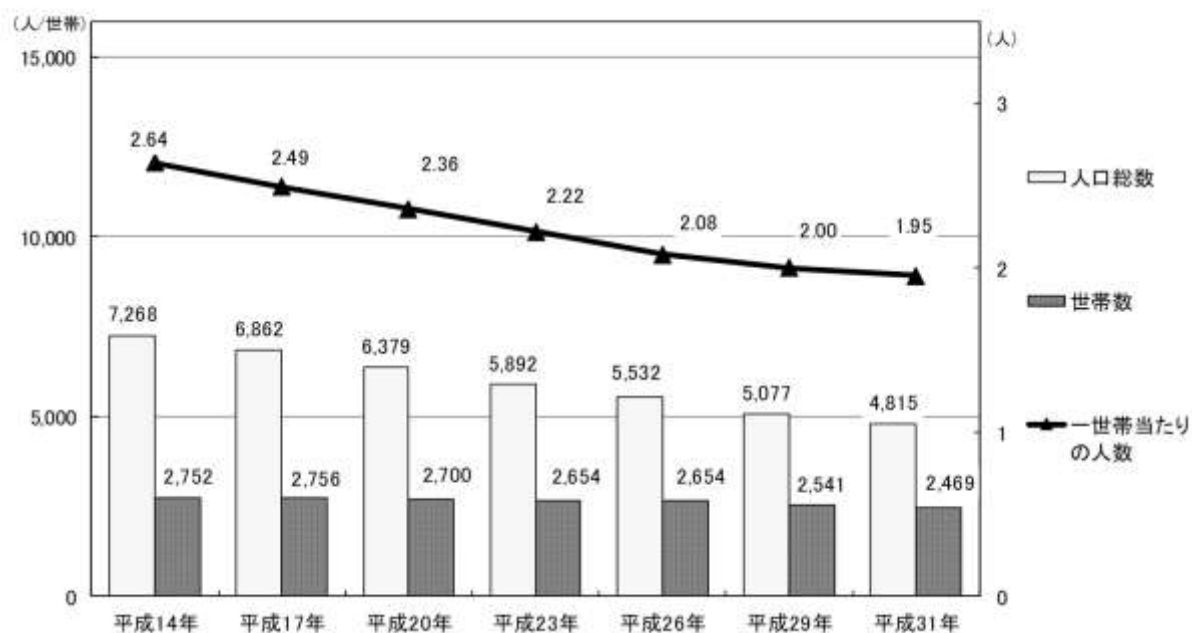
平成31年4月1日現在、本町の人口は4,815人で、世帯は2,469世帯、一世帯当たりの人口は1.95人となっています。

人口・世帯数ともに減少が続いており、一世帯当たりの人数についても少人数化が進み、2.0を割る状況となっています。

■人口と世帯数の推移

	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成26年	平成29年	平成31年
人口総数	7,268	6,862	6,379	5,892	5,532	5,077	4,815
男性	3,487	3,289	3,049	2,787	2,590	2,364	2,244
女性	3,781	3,573	3,330	3,105	2,942	2,713	2,571
世帯数	2,752	2,756	2,700	2,654	2,654	2,541	2,469
一世帯当たりの人数	2.64	2.49	2.36	2.22	2.08	2.00	1.95

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



(2) 年齢3区分別人口の推移

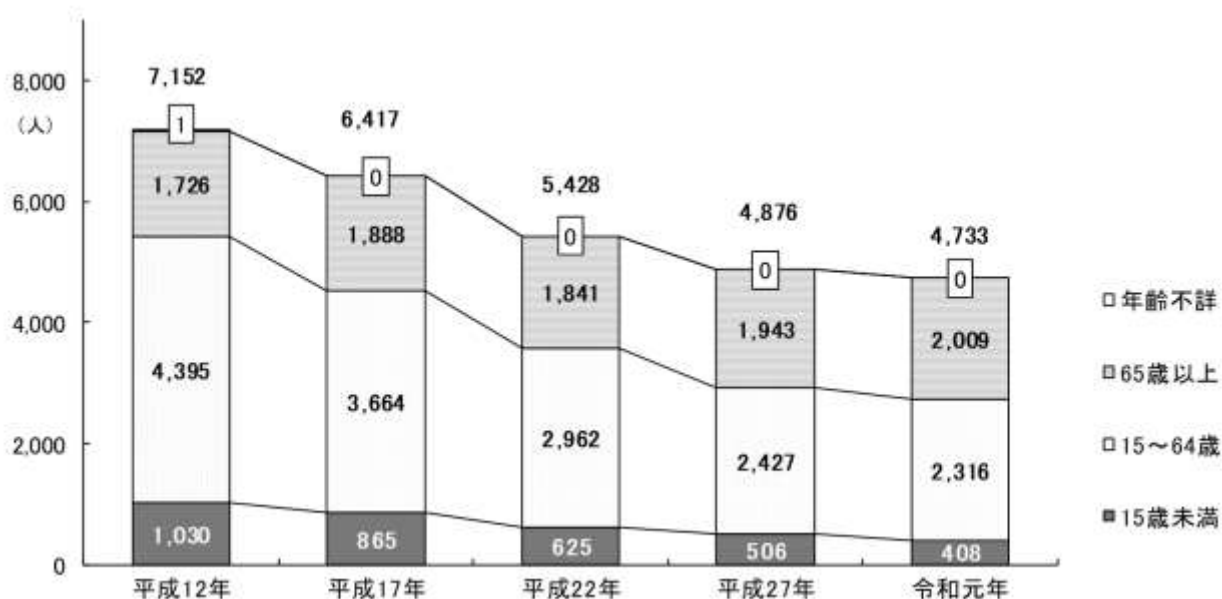
令和元年10月1日現在、本町の年齢3区分別の人口は、15歳未満が408人（人口比率8.6%）、15歳以上64歳未満が2,316人（人口比率48.9%）、65歳以上が2,009人（人口比率42.5%）となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満人口、15歳以上64歳未満人口については、平成12年の半数程度の人数になっているのに対し、65歳以上人口については、増加傾向にあり、少子・高齢化の進行が顕著となっています。

■年齢3区分人口構成の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和元年
総人口	7,152	6,417	5,428	4,876	4,733
15歳未満	1,030	865	625	506	408
割合	14.4%	13.5%	11.5%	10.4%	8.6%
15～64歳	4,395	3,664	2,962	2,427	2,316
割合	61.5%	57.1%	54.6%	49.8%	48.9%
65歳以上	1,726	1,888	1,841	1,943	2,009
割合	24.1%	29.4%	33.9%	39.8%	42.5%
年齢不詳	1	0	0	0	0
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

資料：平成12年～平成27年は国勢調査、令和元年は住民基本台帳（10月1日）



(3) 人口動態の推移

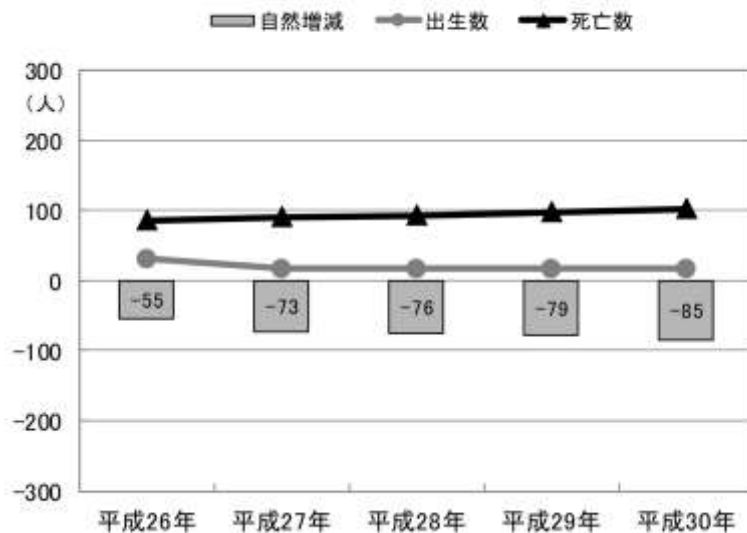
過去5年間における本町の人口動態は、自然動態については、死亡が出生を上回る自然減が続
き、社会動態についても、社会減の年が続いています。自然動態と社会動態を加算した人口動態
は、約150人前後で人口減の状況が続いていましたが、平成30年は136人減となっています。

■人口動態の推移

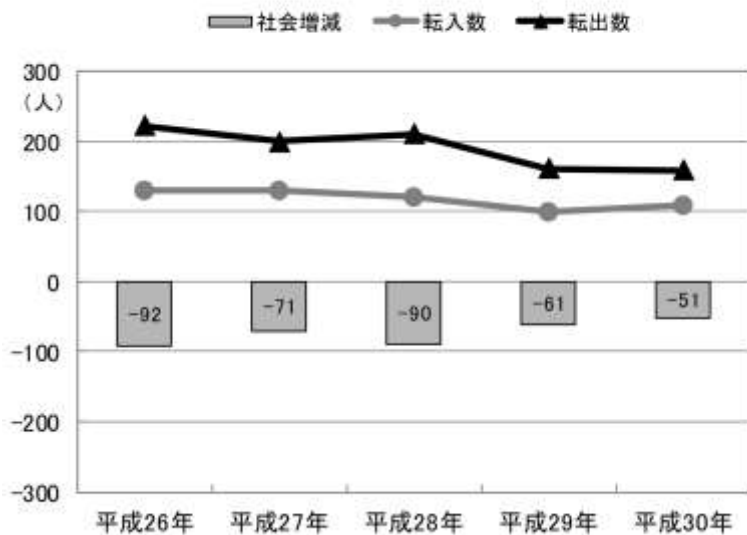
	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成26年	31	86	-55	130	222	-92	-147
平成27年	18	91	-73	129	200	-71	-144
平成28年	17	93	-76	120	210	-90	-166
平成29年	18	97	-79	100	161	-61	-140
平成30年	17	102	-85	108	159	-51	-136

資料:住民基本台帳人口動態(各年1月~12月末)

▼自然動態



▼社会動態



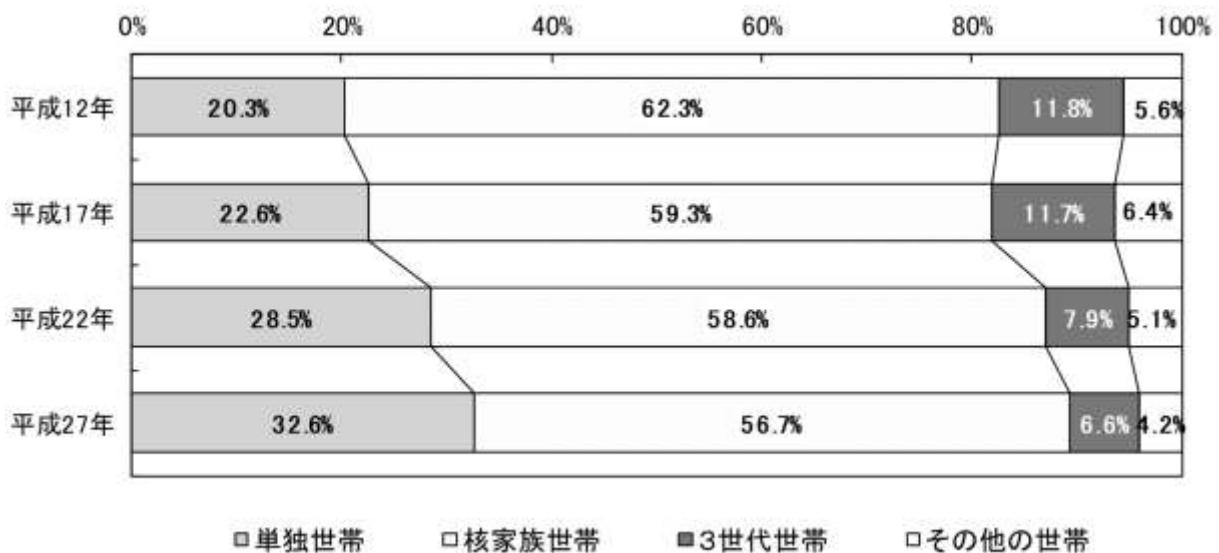
(4) 世帯類型の推移

平成27年の国勢調査によると、本町における一般世帯数の合計は、2,168世帯で、核家族世帯が1,229世帯、3世代世帯が143世帯、単独世帯が706世帯となっています。平成12年からの構成割合の推移をみると、単独世帯が増加し、核家族世帯・3世代世帯が減少しています。

■世帯類型等の推移

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合
単独世帯	524	20.3%	552	22.6%	655	28.5%	706	32.6%
核家族世帯	1,605	62.3%	1,449	59.3%	1,348	58.6%	1,229	56.7%
3世代世帯	305	11.8%	285	11.7%	181	7.9%	143	6.6%
その他の世帯	144	5.6%	156	6.4%	118	5.1%	90	4.2%
合計(一般世帯数)	2,578	100.0%	2,442	100.0%	2,302	100.0%	2,168	100.0%

資料:国勢調査



(5) 子どものいる世帯数・世帯割合の推移

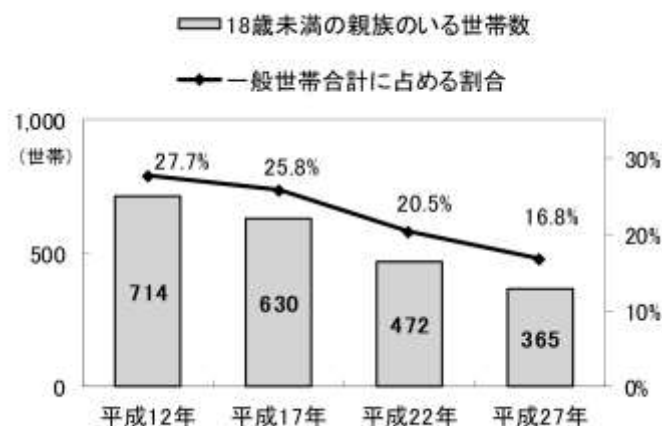
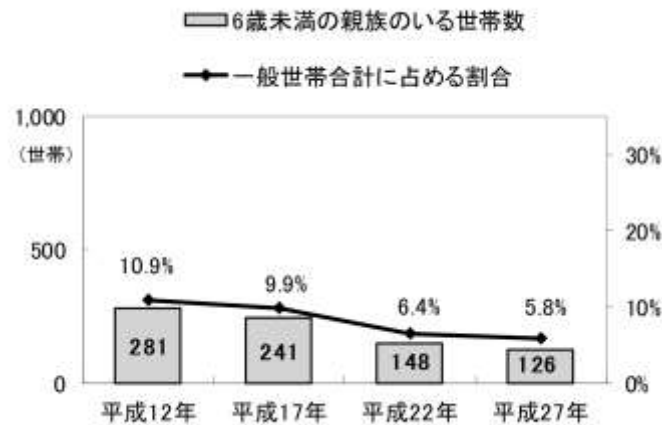
平成27年の国勢調査によると、本町における6歳未満の親族のいる世帯数は126世帯、18歳未満の親族のいる世帯数は365世帯となっています。

また、一般世帯に占める割合は、6歳未満の親族のいる世帯は5.8%、18歳未満の親族のいる世帯は16.8%となっています。平成12年の結果では、6歳未満の親族のいる世帯は1割、18歳未満の親族のいる世帯は3割弱だったことと比較すると、少子化の進行が顕著となっています。

■6歳未満・18歳未満の親族のいる世帯数・一般世帯に占める割合の推移

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合
6歳未満の親族のいる世帯	281	10.9%	241	9.9%	148	6.4%	126	5.8%
18歳未満の親族のいる世帯	714	27.7%	630	25.8%	472	20.5%	365	16.8%

資料：国勢調査



(6) 女性の就業状況

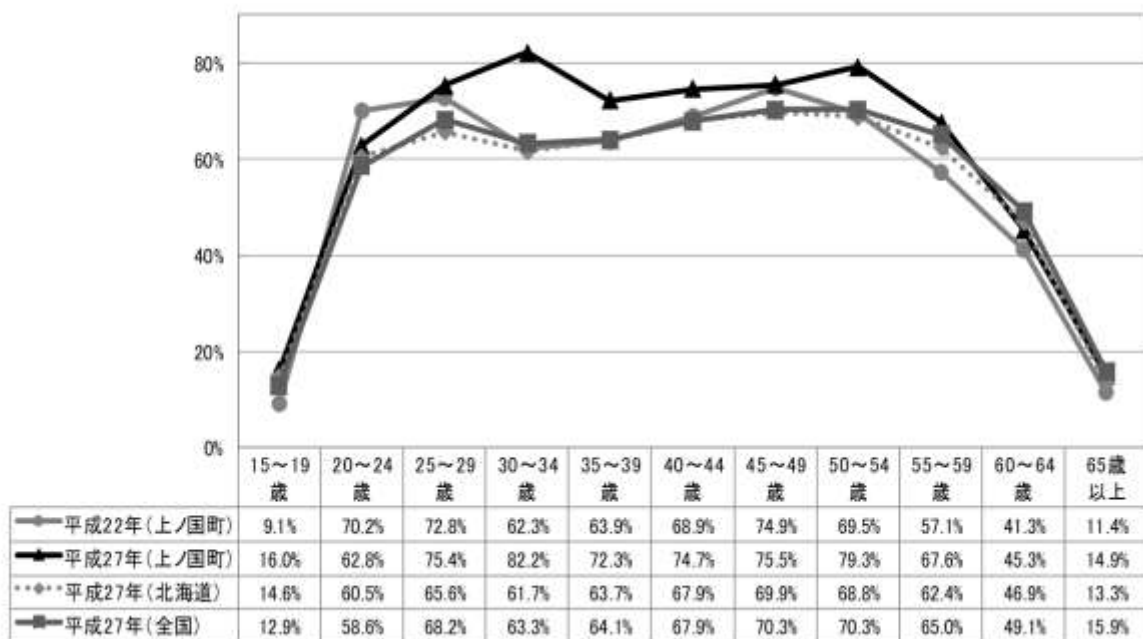
国勢調査によると、本町における平成27年の女性の就業率は、25歳以上の年齢層において平成22年の値を上回っている状況です。

また、年齢別にみた女性の就業率については、かつて出産・育児期にあたる20歳代後半から30歳代にかけての就業率が下がる、いわゆるM字カーブがみられる傾向がありました。平成27年の全道や全国の値は30～44歳の層で、本町は35～39歳の層において、就業率の低下がみられます。

■女性の就業者数の推移

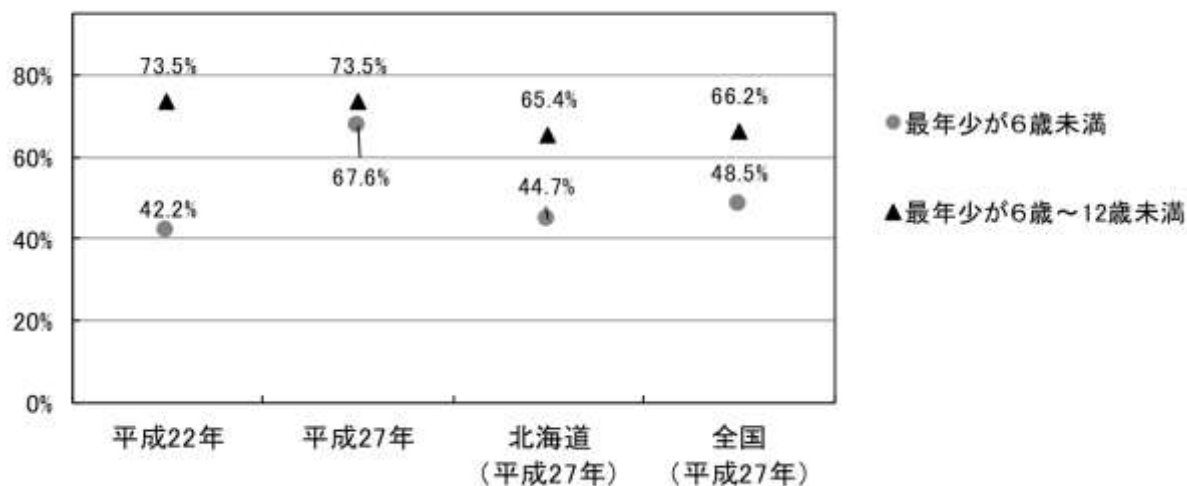
	平成12年			平成17年			平成22年			平成27年		
	就業者数	人口	割合	就業者数	人口	割合	就業者数	人口	割合	就業者数	人口	割合
15～19歳	23	177	13.0%	13	125	10.4%	10	110	9.1%	12	75	16.0%
20～24歳	118	185	63.8%	61	100	61.0%	33	47	70.2%	27	43	62.8%
25～29歳	120	203	59.1%	99	161	61.5%	67	92	72.8%	49	65	75.4%
30～34歳	91	169	53.8%	101	173	58.4%	94	151	62.3%	74	90	82.2%
35～39歳	122	184	66.3%	110	165	66.7%	92	144	63.9%	99	137	72.3%
40～44歳	136	214	63.6%	136	186	73.1%	102	148	68.9%	109	146	74.7%
45～49歳	169	262	64.5%	150	210	71.4%	134	179	74.9%	105	139	75.5%
50～54歳	166	302	55.0%	146	249	58.6%	137	197	69.5%	134	169	79.3%
55～59歳	136	298	45.6%	166	306	54.2%	136	238	57.1%	125	185	67.6%
60～64歳	89	272	32.7%	96	280	34.3%	121	293	41.3%	102	225	45.3%
65歳以上	138	993	13.9%	116	1,082	10.7%	125	1,095	11.4%	173	1,159	14.9%
合計	1,308	3,259	40.1%	1,194	3,037	39.3%	1,051	2,694	39.0%	1,009	2,433	41.5%

資料：国勢調査



(7) 共働き世帯

平成27年の国勢調査によると、本町の子どもがいる家庭における共働き家庭（夫・妻ともに就業者である世帯）の割合は、最年少の子どもが6歳未満の家庭で67.6%、最年少の子どもが6～12歳未満の家庭で73.5%となっており、全国や全道の値を上回る結果となっています。また、平成22年と比較すると、最年少の子どもが6～12歳未満の家庭では変化はありませんが、最年少の子どもが6歳未満の家庭で25.4ポイント上昇しています。



(8) 配偶関係の状況

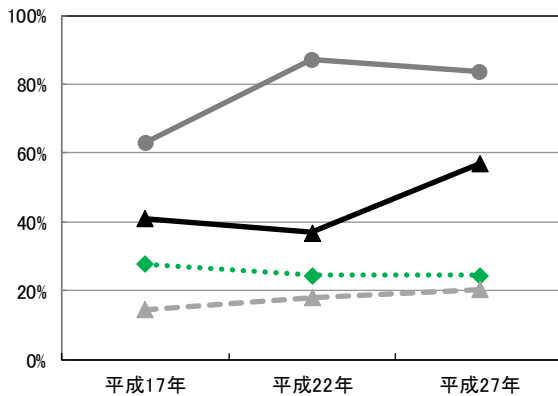
国勢調査によると、平成27年の20代、30代の未婚率（離婚した人は含まない）は、35～39歳の層でも、男性の33.3%、女性の20.4%が未婚となっています。平成12年と比較すると、男女ともに約1.5倍増となっており、本町における晩婚化・非婚化が進んでいることがわかります。

■未婚者数の推移

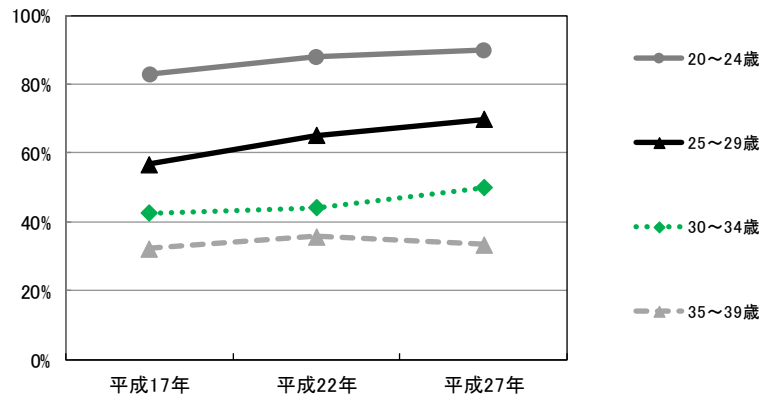
性別	年齢区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
		人数	未婚の割合	人数	未婚の割合	人数	未婚の割合	人数	未婚の割合
女性	20～24歳	136	73.5%	63	63.0%	41	87.2%	36	83.7%
	25～29歳	78	38.4%	66	41.0%	34	37.0%	37	56.9%
	30～34歳	24	14.2%	48	27.7%	37	24.5%	22	24.4%
	35～39歳	22	12.0%	24	14.5%	26	18.1%	28	20.4%
男性	20～24歳	131	81.9%	91	82.7%	51	87.9%	36	90.0%
	25～29歳	129	58.9%	88	56.8%	54	65.1%	37	69.7%
	30～34歳	63	36.0%	66	42.6%	53	44.2%	22	50.0%
	35～39歳	38	22.1%	48	32.2%	46	35.7%	28	33.3%

資料：国勢調査

▼女性の未婚率の推移



▼男性の未婚率の推移



(9) 出生数の推移

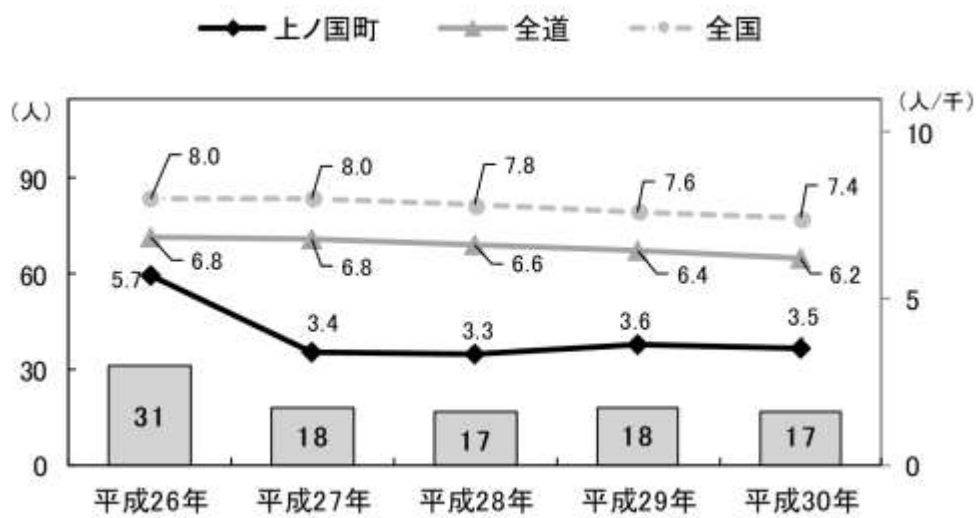
本町の平成30年の出生数は17人で、平成27年以降、20人未満で推移しています。

また、人口1,000人当たりの出生数である出生率については、3.0人台で推移しており、全国や全道の値と比較すると、大幅に下回っている状況になります。

■出生数の推移

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
31	18	17	18	17

資料：人口動態総覧(各年1月～12月末)



※出生率：人口1,000人当たりの出生数

第2節 子育て支援サービスの状況

1 保育所の状況

平成31年4月現在、本町には、公立の保育所が2か所あります。各保育所の入所者数は、上ノ国保育所が90～100人強、河北保育所が20～25人の間で推移しています。また、町の人口に対する入所率をみると、1,2歳児の入所率が年々高くなっており、平成31年には9割に達し、3～5歳児と同水準となっています。

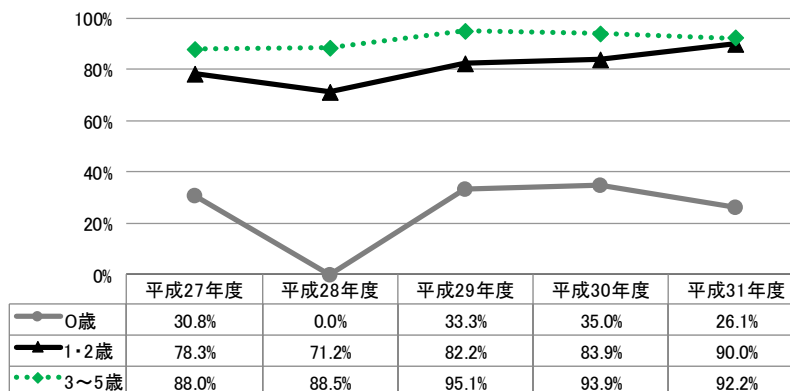
〔施設の概要〕

名称	定員(人)	所在地	保育時間	
			月～金	土
上ノ国保育所	120	大留 90	8:30～17:15	8:30～12:00
河北保育所	45	中須田 430-1	8:30～17:15	8:30～12:00

〔保育所入所者数の推移〕 ※入所者数は、各年4月1日現在の人数。

名称	年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
上ノ国保育所	0歳児	6	0	3	6	5
	1歳児	11	16	9	12	16
	2歳児	14	12	20	10	15
	3歳児	25	16	16	24	10
	4歳児	28	26	19	19	26
	5歳児	19	29	29	19	20
	合計		103	99	96	90
河北保育所	0歳児	2	0	2	1	1
	1歳児	5	3	3	1	4
	2歳児	6	6	5	3	1
	3歳児	3	5	6	5	4
	4歳児	6	3	5	5	6
	5歳児	0	6	3	5	5
	合計		22	23	24	20
2保育所合計		125	122	120	110	113

〔保育所入所率の推移〕
※各年4月1日の
入所者数÷人口



2 母子健康サービス

本町では、妊婦、新生児の家庭へ訪問して保健指導や栄養指導を行うとともに、乳幼児健康診査や歯科健康診査において、妊娠期から乳幼児期を通じた切れ目ない支援に努めています。また、妊婦に対しては、安全で安心な出産ができるように、妊婦健康診査及び超音波検査の費用の助成（14回分）とその交通費を助成しています。

内容	対象
妊婦訪問	妊婦
新生児訪問	生後 28 日以内の新生児
乳幼児健康診査	2か月、4か月、6か月、8か月、10か月、1歳6か月、3歳児
幼児歯科健康診査	1歳～就学前の幼児
妊婦一般健康診査	妊婦
妊婦健診交通費助成	妊婦

3 医療費助成制度

18歳に達した後の最初の3月31日までの乳幼児、児童、生徒、学生等を対象に医療費の自己負担分を助成しています。また、ひとり親家庭については、児童とその児童を扶養している母又は父を対象に医療費の自己負担分を助成しています。

4 留守家庭児童会（放課後児童健全育成事業）

留守家庭児童会は、現在町内1か所で、低学年を対象に実施しています。利用者数は、年々増加しています。

〔施設の概要〕

名称	定員 (人)	実施場所	保育時間	
			月～金	長期休業期間
留守家庭児童会	35(目安)	上ノ国町林業センター	12:30～17:30	8:30～17:30

〔留守家庭児童会利用者数の推移〕※入所者数は、各年5月1日現在の人数。

学年		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1年生	人数	10	7	25	23	16
	割合	35.7%	33.3%	67.6%	65.7%	59.3%
2年生	人数	13	10	10	27	21
	割合	43.3%	37.0%	45.5%	71.1%	60.0%
3年生	人数	7	13	10	8	24
	割合	18.9%	43.3%	38.5%	36.4%	60.0%
合計 人数		30	30	45	58	61

※入所率は、5月1日現在の入所者数÷平成31年4月1日の人口で算出

第3節 アンケート調査結果の概要

本計画の策定に当たり、令和元年5月に、町内の小学校生以下の子どもを持つ保護者のいる全世帯を対象にアンケート調査を実施しました。

対象	配付数	回収数	回収率
就学前児童保護者	105票	83票	73.4%
小学生保護者	143票	117票	81.8%

	就学前児童の保護者	小学生の保護者
配付方法	町立保育所在籍児は保育所を通じて配付 (それ以外は郵送配付)	学校を通じて配付
回収方法	町立保育所在籍児は保育所を通じて回収 (それ以外は郵送回収)	学校を通じて回収

■子育て（教育を含む）を主にしている方 ※就学前児童保護者・小学生保護者対象

- 子育て（教育を含む）を主にしているのは、就学前児童保護者では「父母ともに」が63.9%、「主に母親」が32.5%、小学生保護者では「父母ともに」が60.7%、「主に母親」が37.6%となっており、「主に父親」と回答した方はいませんでした。
- 平成25年度に実施した前回調査結果と比較すると、前回調査時は「父母ともに」と「主に母親」と回答した割合が同程度でしたが、今回調査では「父母ともに」と回答した割合が「主に母親」と回答した割合を上回っており、子育てを父母ともに行うという意識が高まっていると考えられます。

■保護者の就労状況について ※就学前児童保護者・小学生保護者対象

- 母親の現在の就労状況については、休業中の方も含めると就学前児童保護者については57.6%がフルタイムでの就労、30.0%がフルタイム以外での就労、小学生保護者については56.8%がフルタイムでの就労、27.6%がフルタイム以外での就労をしており、あわせると、就学前児童保護者の87.6%、小学生保護者の84.4%が就労している状況です。
- 父親の就労状況については、就学前児童保護者の98.6%、小学生保護者の94.9%がフルタイムでの就労をしている状況です。なお、休業中の方はいませんでした。
- 平成25年度に実施した前回調査結果では、小学生以下の子どもを持つ母親の46.3%がフルタイムでの就労、21.5%がフルタイム以外での就労となっており、今回調査では、就労している母親の割合が高まっています。なお、父親については大きな変化はみられませんでした。

- 就学前児童保護者については、現状では、「ひとり親家庭（タイプA）」が8.2%、「共働き家庭（タイプB、タイプC、タイプE）」が75.4%、「専業主婦（夫）家庭（タイプD）」が14.5%となっています。潜在的な家庭類型では、「共働き家庭」が78.2%、「専業主婦（夫）家庭」が11.8%となり、現状、専業主婦（夫）家庭のうち、3%程度が共働き家庭となることが想定されます。
- 就学前児童保護者について、年齢3区分別にみると、現状、専業主婦（夫）家庭のうち、0歳児では6.2%、1、2歳児では3.2%、3～5歳児では1.6%が、潜在的な共働き家庭となり、低年齢児の保育ニーズとして想定する必要があります。
- 小学生保護者については、現状では、現状では、「ひとり親家庭（タイプA）」が19.0%、「共働き家庭（タイプB、タイプC、タイプE）」が64.6%、「専業主婦（夫）家庭（タイプD）」が15.6%となっています。また、潜在的な家庭類型では、「共働き家庭」が66.7%、専業主婦（夫）家庭が13.6%となり、現状、専業主婦（夫）家庭のうち、2.0%が共働き家庭となることが想定されます。

家庭類型とは・・・

ニーズ量の見込みの算出に当たって、国の示す手順では、就学前の子どもの父母の有無、父母の現在の就労状況などを類型化した「家庭類型」をアンケートの回答から求め、さらに潜在的な家庭類型ごとに、就学前の教育・保育や子ども・子育て支援事業のニーズ量を求めるよう示しています。

父母の有無	父母の就労状況	家庭類型
ひとり親家庭		タイプA
両親のいる家庭	フルタイム×フルタイム	タイプB
	フルタイム×フルタイム以外	タイプC・C'
	フルタイム又はフルタイム以外×無業	タイプD
	フルタイム以外×フルタイム以外	タイプE・E'
	無業×無業	タイプF

潜在的な家庭類型とは、現在フルタイム以外の方の「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」、現在就労していない方の「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が実現した場合を踏まえた分類となります。

■保育所等の利用希望について ※就学前児童保護者

○上ノ国保育所及び河北保育所における平日の利用希望者は、0歳児の75.0%、1,2歳児の90.3%、3~5歳児の90.0%となっています。低年齢児の高いニーズへの対応するため、保育士等の確保に努める必要があります。

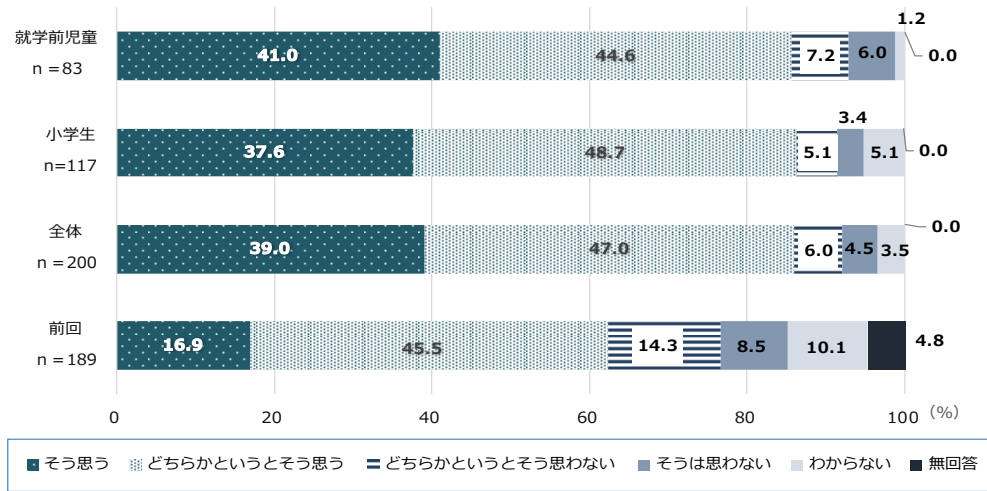
○土曜日における教育・保育の利用希望については、「ほぼ毎週利用したい」が3.6%、「月に1~2回は利用したい」が31.8%となっています。日曜・祝日における教育・保育の利用希望については、「ほぼ毎週利用したい」が1.8%、「月に1~2回は利用したい」が10.0%となっています。土曜、日曜・祝日の保育については、「ほぼ毎週利用したい」というニーズはわずかであるものの、「月に1~2回は利用したい」というニーズについて検討していく必要があります。

■放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）について ※小学生保護者対象

○留守家庭児童会の利用希望については、平日は46.3%の方から利用希望がありました。また、現在の学童保育の開所時間は17:30までとなっていますが、17:30以降の時間帯を希望する方も66.1%います。なお、現在未実施である土曜については20.4%、日曜・祝日については8.2%の方から希望がありました。

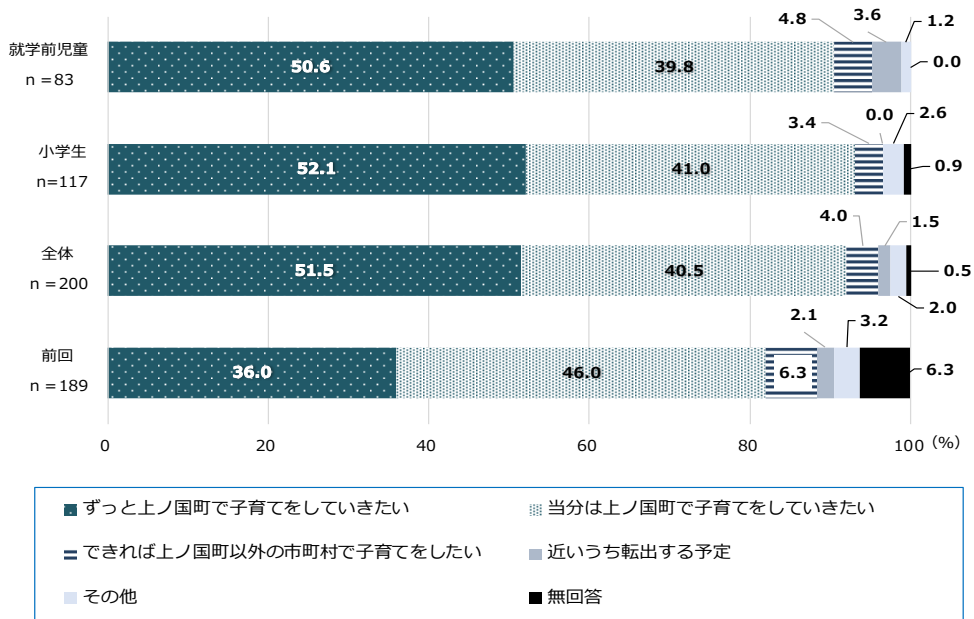
■子育て環境について ※就学前児童保護者・小学生保護者対象

○上ノ国町が子育てしやすいまちであるかどうかについて聞いたところ、「そう思う」・「どちらかというところ思う」と回答した割合をあわせると、就学前児童保護者・小学生保護者ともに8割となっています。平成25年度に実施した前回調査結果と比べると、「そう思う」割合が約2倍となっている一方、「そうは思わない」割合は約2分の1となっています。



※前回調査は、就学前児童保護者・小学生保護者を分けずに同一票にて実施した（資料：「上ノ国町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査結果報告書（平成26年3月）」）。

○今後も上ノ国町で子育てをしていきたいかについて聞いたところ、「ずっと上ノ国町で子育てをしていきたい」・「当分は上ノ国町で子育てをしていきたい」と回答した割合をあわせると、就学前児童保護者・小学生保護者ともに9割となっています。平成25年度に実施した前回調査結果と比べると、「ずっと上ノ国町で子育てをしていきたい」割合が約1.5倍となっています。

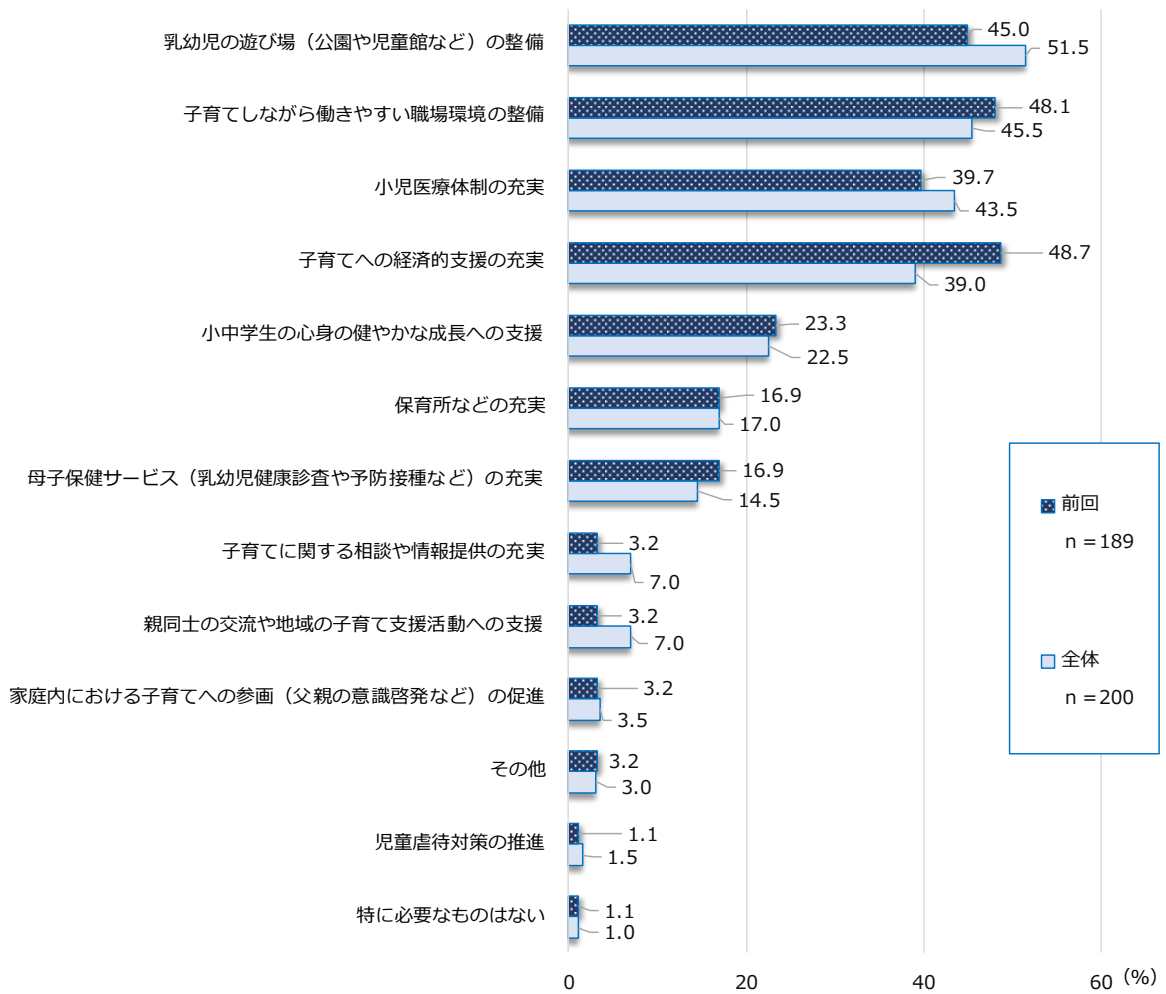


※前回調査は、就学前児童保護者・小学生保護者を分けずに同一票にて実施した（資料：「上ノ国町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査結果報告書（平成26年3月）」）。

■子育てしやすいまちづくりのために必要な施策 ※就学前児童保護者・小学生保護者対象

○今後重要だと思う施策については、「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」が最も多く、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」、「小児医療体制の充実」と続きます。

○平成 25 年度に実施した前回調査結果と比べると、「子育てへの経済的支援の充実」が 9.7 ポイント減となる一方で、「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」が 6.5 ポイント増となっています。



※前回調査は、就学前児童保護者・小学生保護者を分けずに同一票にて実施した（資料：「上ノ国町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査結果報告書（平成 26 年 3 月）」）。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本町では急速な少子化、核家族化が進行しています。また、情報化の進展によって、子どもが自然の中や広場等で集団で遊ぶことが少なくなる一方で、ゲーム機やインターネット等により一室内で遊ぶことが増えています。そのため、子ども同士が集団で遊びに熱中し、時には葛藤しながら、互いに影響し合って活動する機会が減少する等、様々な体験の機会が失われつつあります。さらに、人間関係が希薄化し、地域社会の大人が地域の子どもの育ちに関心を払わず、積極的に関わろうとしない、又は関わりたくても関わり方を知らないという傾向がみられるようになっていきます。

このような地域社会等における子どもの育ちをめぐる環境や家庭における親の子育て環境の変化により、子どもたちの精神的な自立の遅れや社会性の不足が顕著となってきています。そのため、次世代を担う子どもたちが、規範意識や社会性、他者への思いやりの心を身につけ、豊かな人間性を育むことができるよう、発達段階に応じた体験活動等の機会を充実させることが求められます。

本町では、海、山、川と豊かな自然に親しむ中で、結い（ゆい）の心を持ち、親と子どもがともに育つまちの実現をめざし、本計画の基本的な理念を次のように定めます。



**今、上ノ国のすべての人々に
生命をいつくしみ育てる 結いの心を**

第2節 計画の基本的視点

1) 子どもの視点《子どもの成長にあった保育や教育の環境づくり》

町の将来を担う子どもたちの保育環境は、両親の離婚等によるひとり親家庭の増加や、保育所入所児童の低年齢化等で多様化しています。このような中、保育所においては自然豊かな本町の特色を生かした保育を実施し、各学校においては地域体験教室等を活発に実践し、感性豊かで元気な子どもを育てています。子どもの成長にあわせた保育や教育の環境を支援し、子どもの視点に立ちながら計画を進めていきます。

2) 親の視点《子どもの成長がわかり、子育てに喜びを感じられる親に》

少子化等による家庭環境の変化等から、子どもに手をかけすぎる親、叱らない親、物わがりの良い親、子どもとしっかり向き合わない親が目立つようになりました。その結果、目を見て人の話を聞くことや、自立ができない子どもが多くなりつつあります。このことから、叱るべき時には叱り、子どもと向き合うときには丁寧に向き合う親になれるよう、親の視点から子育てを見据え、計画を進めていきます。

3) 地域社会からの視点《子どもと家庭を地域で支え合う環境づくり》

父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するのは当然のことですが、核家族やひとり親が増加する傾向にある中で、子育てに対する不安の軽減のため、地域社会の子育てへの側面支援は大きな意義があります。子育て体験者からの関わり方を工夫しながら、地域社会全体で子どもを育て、支え合う視点に立ち、計画を進めていきます。

第3節 児童人口の推移と今後の見通し

1 児童人口の推移

平成31年4月1日現在、本町の小学生以下（0～11歳）の児童人口は、322人（就学前児童140人、小学生182人）となっており、平成27年と比較すると66人（就学前児童24人、小学生42人）減少しています。

年齢	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	26	15	15	20	23
1歳	23	28	16	15	23
2歳	23	24	29	16	17
3歳	36	23	23	31	17
4歳	35	36	25	25	33
5歳	21	37	34	26	27
6歳	28	21	37	35	27
7歳	30	27	22	38	35
8歳	37	30	26	22	40
9歳	39	36	30	27	23
10歳	40	37	37	30	27
11歳	50	39	36	36	30
0～2歳合計	72	67	60	51	63
3～5歳合計	92	96	82	82	77
0～5歳合計	164	163	142	133	140
6～8歳合計	95	78	85	95	102
9～11歳合計	129	112	103	93	80
6～11歳合計	224	190	188	188	182
0～11歳合計	388	353	330	321	322

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 児童人口の見通し

計画期間（令和2年～令和6年）の人口については、コーホート変化率法※による推計にて算出しました。本町の小学生以下（0～11歳）の児童人口は、令和2年に319人（就学前児童137人、小学生182人）だったものが、令和6年には308人（就学前児童123人、小学生185人）と減少する見込みです。

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	16	16	16	14	14
1歳	25	18	18	18	16
2歳	25	28	19	19	19
3歳	18	27	29	20	20
4歳	18	20	29	31	21
5歳	35	21	22	31	33
6歳	28	39	22	23	32
7歳	27	32	40	22	23
8歳	36	30	33	41	23
9歳	41	39	31	34	42
10歳	23	46	39	31	34
11歳	27	25	45	39	31
0～2歳合計	66	62	53	51	49
3～5歳合計	71	68	80	82	74
0～5歳合計	137	130	133	133	123
6～8歳合計	91	101	95	86	78
9～11歳合計	91	110	115	104	107
6～11歳合計	182	211	210	190	185
0～11歳合計	319	341	343	323	308

※同じ時期に生まれた集団について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。ここでは、平成29年～平成31年の住民基本台帳人口（各年4月1日）を用い推計した。

第4節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定において、需要の指標となる「量の見込み」、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することとしています。

〔子ども子育て支援法 第61条〕

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 2 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 4 子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

国の示した「基本指針」では、次のとおり示されています。

〔国の基本指針〕

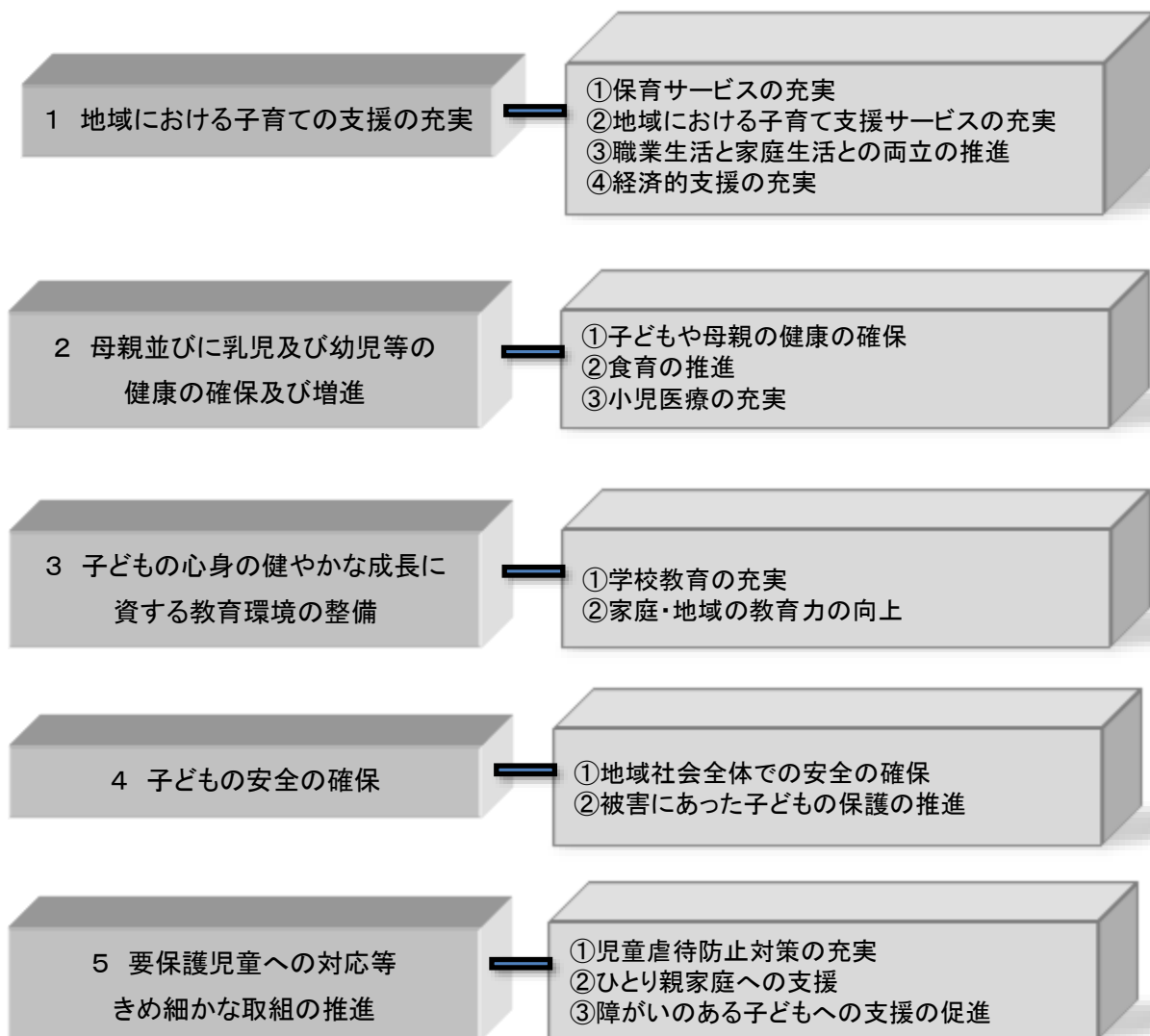
- ・地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域。
- ・小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域。
- ・地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる事を踏まえて想定。

本町では、児童人口の減少により町内で一体的にサービスを提供する体制を整える必要があります。そのため、第1期計画においては、町内で柔軟に需給調整が行えるように、町全域を教育・保育提供区域と設定しました。本計画においても、引き続き、町全域（1地区）を教育・保育提供区域と設定します。

第5節 施策の体系

各施策については、子育て支援という視点に主眼をおき、推進に努めていきます。

今、上ノ国のすべての人々に
生命をいつくしみ育てる 結いの心を



第4章 分野別施策の展開

■方向性の基準

拡大：実施回数や、対象年齢等の拡大を図ります。

継続：現状の内容で事業を継続します。

検討：実施の有無及び確保策を検討します。

第1節 地域における子育て支援の充実

1 保育サービスの充実

現状と課題

- ◆本町には、平成31年現在、公立の保育所が2か所ありますが、令和3年度に、河北保育所、上ノ国保育所を統合するとともに、学童保育、発達支援センターの機能を持った子ども支援センター（仮称）を開設予定です。また、近年、核家族化や共働き世帯の増加により、時間の延長など多様なニーズが高まっています。
- ◆アンケート調査結果によると、就学前の保護者の24.1%から一時的な預け先として事業の希望がありました。本町では、一時的な預かりについては、妊娠・出産時の理由による場合は保育所で受入れています。急用や不規則の就労等の理由による受入れについても、検討する必要があります。

方向性

- ◆保育ニーズについては、令和2年度までは、現状の体制を継続します。令和3年度から、保育所、学童保育所、発達支援センターの機能を持った子ども支援センター（仮称）を開設し、保育内容の充実を図ります。また、保護者のニーズに応じて、預かり時間の延長や、一時的な預かりニーズへの対応を検討していきます。
- ◆研修等を通じて、保育士の質の向上を図ります。

具体的な取組

NO	事業名	担当課	内容	方向性
1	保育所運営の充実	住民課	保護者等の意向を踏まえ、保育内容及び保育時間等の充実を図ります。	継続
2	一時預かり事業の実施	住民課	不定期の就労等で一時的な保育が必要な未就園児を対象とした、一時預かり事業の実施を検討します。	検討
3	保育士の資質の向上	住民課	保育士の資質の向上を図るため、研修会への参加を促進するとともに、所内の自主的な研修に努めます。また、保育士の不足が問題となっており、職員の待遇改善を検討し、保育士の確保に努めていきます。	継続
4	留守家庭児童会（放課後児童健全育成事業）	住民課	町内1か所において、留守家庭児童会の継続を図ります。なお、現在は、低学年のみの対象となっており、高学年までの対象の拡大を検討します。また、上ノ国小学校以外の児童の利用希望もあるため、円滑な利用ができるよう体制整備に努めます。	拡大

2 地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

- ◆本町では、健康づくりセンターの開放（毎週木曜日）や育児支援家庭訪問等事業、子育て出前講座等を通じて、子育てに関する相談・学習の機会や、親子の交流の場の提供を随時行っています。しかし、近年、保育所入所の低年齢化が進み、健康づくりセンターを開放しても利用者がいない状況が続いています。その一方で、令和元年5月に実施したアンケート調査結果では、地域子ども・子育て支援拠点事業については36.1%が利用を希望していることから、その確保策を検討していく必要があります。また、子育て家庭が、こうした取組の情報を入手できるよう、子育て支援に関する情報提供の充実が求められます。
- ◆子育て支援に関して、子育てボランティア等、地域の人材を活用していくことが考えられます。地域の教育力の低下が指摘される中、住民が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるような仕組みづくりが必要です。

方向性

- ◆子育て支援の中核として、親子の相談・交流の場として子育て支援センターの整備を検討します。
- ◆子育てに関する学習機会の拡充に努めます。
- ◆子育て相談ボランティア等、地域の人材育成と、人材を活かした支援の方策を検討します。
- ◆子育て情報の提供と内容の充実に努めます。

具体的な取組

NO	事業名	担当課	内容	方向性
5	子育て支援センターの整備	住民課	子育て支援の中核として子育て支援センターの整備を行います。	検討
6	育児・発達相談	保健福祉課	健康づくりセンターにおいて、保健師、栄養士及び保育士が個別に相談を行います。 【関連事業】 ◎乳児相談（年6回） ◎乳幼児健診（年12回） など	継続
7	育児支援家庭訪問事業	保健福祉課	新生児と妊産婦の家庭へ保健師や栄養士が訪問し、保健指導や栄養指導を行います。 【関連事業】 ◎新生児訪問（全数実施） ◎妊産婦訪問（必要性のある妊産婦を対象に年6回程度）	継続
8	子育て教室の開催	保健福祉課	乳幼児健診や相談の機会を活用し、母親同士が交流できる場を提供します 【関連事業】 ◎2か月児の保護者：赤ちゃん学級 ◎6か月児の保護者：ブックスタート ◎8か月児の保護者：離乳食教室	継続
9	子育て出前講座	教育委員会	生涯学習アドバイザーが地域に出向く子育て出前講座の充実を図ります。	継続
10	子育て支援に関する連携の強化	住民課 保健福祉課	教育、保健、障がい児、医療、子育て家庭代表等機関の連携に努めます。	継続
11	保育所・小学校連絡協議会	教育委員会	小学校と保育所の連絡協議会の充実を図ります。 【関連事業】 ◎読み聞かせ実践講座の実施（年2回） ◎研究会の開催（年1回）	継続

3 職業生活と家庭生活との両立の推進

現状と課題

- ◆近年の核家族化や、共働き世帯の増加に伴い、多くの子育て世帯が、職業生活と家庭生活の両立（ワークライフバランス）について悩みを抱えていると考えられます。共働き世帯はもちろんのこと、専業主婦（夫）家庭においても、主に子育てを担当している方の親の負担が過大し、育児不安等へ繋がっていくことが考えられます。
- ◆令和元年5月に実施したアンケート調査結果では、家庭において子育て（教育を含む）を主にしているのは、就学前児童保護者では「父母ともに」が63.9%、「主に母親」が32.5%、小学生保護者では「父母ともに」が60.7%、「主に母親」が37.6%となっており、「主に父親」と回答した方はいませんでした。5年前の調査と比べ、「父母ともに」と回答した割合が高くなりつつも、依然として母親が子育てを担当するという意識が高いことがうかがわれます。子どもを安心して預けることのできる体制づくりだけでなく、働き方の見直しにより、父親と母親が、家庭内で協力して子育てをしていくという意識の啓発を継続していくことが必要です。

方向性

- ◆保育等のサービスの充実を図るとともに、地域で安心して子育てができるよう地区の拠点づくりや、ネットワークの推進、職場内の男女共働きの理解促進に努めます。
- ◆労働者への育児休業取得の促進をし、関係機関と連携を図りながら、男性の子育てや家事等の奨励について意識啓発や、事業者との情報交換を行える風土づくりに努めます。

具体的な取組

NO	事業名	担当課	内容	方向性
12	保育等サービスの充実	住民課	仕事と子育てが両立できるよう支援の整備に努めます。	継続
13	男女共同参画意識の啓発	住民課	あらゆる機会を捉えて男女共同参画意識の啓発に努めます。	継続
14	「道民家庭の日」の普及・促進	住民課	各家庭が家庭の役割を認識し、心のふれあう明るい家庭づくりをめざすよう、毎月第3日曜日「道民家庭の日」の普及・促進を図ります。	継続

4 経済的支援の充実

現状と課題

- ◆令和元年10月から、全国的に「幼児教育・保育の無償化」がスタートしたところですが、本町では、平成27年度から町独自事業として保育所の無料化をはじめ、給食費・留守家庭児童会負担金の無料化、医療費の助成等、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってきました。
- ◆近年、子どもの貧困化が進んでいることが指摘される中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る必要があります。

方向性

- ◆保育所の無料化をはじめ、給食費・留守家庭児童会負担金の無料化、医療費の助成等を継続し、保護者の経済的負担の軽減に努めます。

具体的な取組

NO	事業名	担当課	内容	方向性
15	任意予防接種費用助成事業	保健福祉課	接種者数を増やし、子どもを疾病から守るために、任意の予防接種（ロタウイルス・おたふく）の費用を全額助成します。	継続
16	子ども医療費の無料化	住民課	疾病の早期診断と早期治療を促進するために、0～18歳の子どもの医療費を全額助成します。	継続
17	保育料の無料化	住民課	上ノ国町保育料減免要綱により、保育所に在籍する児童の保護者に対し、その経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを生み・育てる環境づくりを推進します。	継続
18	給食費の無料化	教育委員会	上ノ国町学校給食費補助金交付規則により、学校給食に要する経費を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、家庭生活環境の向上と安心して子どもを生み育てる環境づくりを支援します。	継続
19	留守家庭児童会負担金の無料化	住民課	上ノ国町留守家庭児童会負担金減免要綱により、留守家庭児童会に入会する児童の保護者に対し、その経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを生み・育てる環境づくりを推進します。	継続

第2節 母親並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

1 子どもや母親の健康の確保

現状と課題

- ◆本町では、妊娠時から出産、乳児期、幼児期と一貫した母子の健康づくりに向けて、妊婦、乳幼児の健康診査を基本に、フッ素塗布や新生児訪問等、きめの細かい事業展開に努めています。今後も関係機関との連携を一層強化し、各健診と健診後の相談・指導を充実するとともに、子育て不安の解消に向けた仲間づくりや学習の場の提供により、親の育児力を高めていくことが求められます。

方向性

- ◆母親が安心して子どもを生むことができるよう、妊婦への情報提供や、相談の充実に努めます。
- ◆乳幼児健診・相談を通して、子どもの健康の確保に努めていきます。
- ◆新生児訪問等を通して、個々の家庭に対し、きめ細かな支援を行います。

具体的な取組

NO	事業名	担当課	内容	方向性
20	妊婦一般健康診査	保健福祉課	妊婦の健康を図るため、妊婦一般健診について、無料受診券を発行及び償還払いにて助成します。	継続
21	乳幼児健診・相談の充実	保健福祉課	①すべての対象児の健康を把握できるよう保健師や栄養士の連携から人材の確保を図りながら、健診を行います。 【対象】 ・2か月、4か月、6か月、8か月、10か月、1歳6か月、3歳児	継続
			②6か月児相談にブックスタート（絵本の読み聞かせ）を、ボランティアの協力を検討しながら実施します。	継続
			③受診しやすい場所づくりのため、絵本や遊具、おもちゃを整備する等、健康づくりセンターの充実を図ります。	継続
22	幼児歯科検診の充実	保健福祉課	①1歳6か月児、3歳児健診等において歯科医による検診及び歯科衛生士による歯科指導やフッ素塗布を実施し、虫歯予防の充実に努めます。	継続
			②6歳児虫歯予防対策として、就学時健診時に6歳歯科検診、健康教育を実施します。	継続
			③就労中の保護者が、受診しやすい体制を検討・整備していきます。	検討
			④歯科医の協力のもと、歯科検診・フッ素塗布の実施を検討します。	検討
23	乳幼児への訪問指導の充実	保健福祉課	保健師等による新生児等への家庭訪問の充実を図ります。	継続
24	育児相談総合支援の充実	保健福祉課	健康づくりセンターの機能を生かし保健師、栄養士と発達支援センターが連携して、障がいや疾病等の早期発見ができるよう総合的な相談支援体制の充実を図ります。	継続

2 食育の推進

現状と課題

◆食は生涯を通じて健康に生活するための基礎であり、乳幼児期から、望ましい食習慣の定着を図っていくことが重要です。食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、本町では、給食の場を活用した食育教室の開催、地域学習を通しての野菜の栽培と調理、山菜の調理等を通じて、食育に取り組んできました。引き続き、保健分野や教育分野、そして地域が連携しつつ、食に関する学習機会や情報提供を進める必要があります。

方向性

◆母子健康手帳の交付時、乳幼児健診・相談、保育所、小学校、中学校等、様々な機会を通じて、食育の推進に努めます。

具体的な取組

NO	事業名	担当課	内容	方向性
25	栄養相談・栄養指導の充実	保健福祉課	母子健康手帳交付時、乳幼児健診や乳幼児相談を通して栄養士による栄養指導の充実を図ります。	継続
26	食育の推進	保健福祉課	保育所における保育を通して、正しい食生活習慣の会得を主眼とした食育を推進します。 乳幼児期から学齢期までの一貫した食育を進めるため、保育士、養護教諭、栄養士、保健師等の相互情報が交換できるような体制づくりを推進します。	継続
27	親子ヘルシークッキング	保健福祉課 教育委員会	食の楽しさや健康の大切さに通じる調理教室の取組を進めます。 【関連事業】 ・親子料理教室 ・中学生の料理教室 ・小学校の食育教室	継続

3 小児医療の充実

現状と課題

- ◆町内の診療所では内科診療のみ対応しており、休日や時間外診療については檜山医師会による在宅当番制により行っています。小児科医療専門の受診は困難な現状にあることから、緊急を要する小児救急医療については、二次医療圏である道立江差病院小児科により対応しています。今後においても二次医療圏と連携を図り、初期小児救急医療の確保に努める必要があります。

方向性

- ◆安心して子どもを生み、子どもが安心して適切な医療サービスが受けられるよう、道及び近隣の市町村との連携の下、医療体制の充実に努めます。

具体的な取組

NO	事業名	担当課	内容	方向性
28	救急医療体制の整備	保健福祉課	南檜山圏域内の5町及び北海道医師会からの負担金等を基に檜山医師会が事務局となり、在宅当番医制による急患発生時の対応体制の整備及び救急医療水準の向上啓発のための救急医療啓発普及事業を実施し、二次救急医療体制の充実に努めます。	継続

第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 学校教育の充実

現状と課題

- ◆令和2年度から始まる新たな学習指導要領では、変化する社会の中で生きる子どもたちに必要な力として、「実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力」、「学んだことを人生や社会に生かそうとする、学びに向かう力・人間性など」の3つの柱を掲げています。この3つの力をバランスよく育むためには、学校の授業だけではなく、家庭や地域と連携していくとともに、子どもたちが主体的に学んでいくことができるような環境を整備していく必要があります。
- ◆本町の小学校では、少子化が進行していますが、小集団を生かした教育の充実を図るとともに、「学びの共同体」構想に基づいた保・小・中の連携に努め、ふるさと学習等の推進による学校経営と特色のある学校づくりに努めています。また、少子化の進行により、子どもたちが乳幼児に触れる機会を得ないまま大人になり、親になってから初めて乳幼児に接したというケースが増えています。そのため、小学生・中学生・高校生等の発達段階に応じて、子どもたちに、生命の大切さや家庭の役割等に関する必要性を学ぶ機会を設けていくことが重要です。引き続き、これらの実施を継続するとともに、課題を精査し、工夫・改善に努めていく必要があります。

方向性

- ◆学力の向上や豊かな心を育み、個性や創造性を伸ばすことを基本に、指導方法の工夫改善に努めながら、国際化・情報化等の時代変化に対応した教育内容の充実を図ります。
- ◆学校・家族・地域社会との相互理解を深め、心身ともに健全な児童生徒の育成に努めます。
- ◆学びの共同体構想を基盤にした保・小・中・高の連携による取組の充実に努めます。
- ◆家庭や学校教育の中で男女が協力して家庭を築くことの意義を伝えていきます。

具体的な取組

NO	事業名	担当課	内容	方向性
29	地域に学ぶ学校づくり	教育委員会	地域の物事との出会いを大切にする学びづくりを進めます。そのため、地域の人々、生涯学習推進会議との連携による授業や行事等を実施し、地域学習、総合学習の充実に努めていきます。	継続
30	ふれあいと伝承の体験教室づくり	教育委員会	自然の中での遊び、実感やしなやかな身体、生きた知恵を育てます。そのため、各学校で、地域の人々を共同授業者として迎え、地域の自然や人々とのふれあい、体験を通じた学びの機会の充実に努めていきます。	継続
31	ふるさと学習の推進	教育委員会	地域を学びの足場に、実感に裏打ちされた問いや想像力、考える力を育てます。そのため、地域文化財、文化財保存施設を活用した学習機会の提供と、地域学習への講師派遣等の実施に努めます。	継続
32	「学びの共同体」活動の充実	教育委員会	「保・小・中・高」が連携して生命のかけがえのなさを教える「学びの共同体」活動の充実を図ります。	継続
33	意識の啓発	教育委員会	家庭や学校教育の中で、私たちの生命をリレーする子を生み・育てることの大切さや男女が協力して家庭を築くことの意義に関する教育・広報・啓発を充実していきます。	継続
34	中高生のふれあい体験	住民課	<p>中高生の保育所での、保育体験や絵本の読み聞かせ及び赤ちゃんとのふれあい体験を通して命の尊さを学ぶ活動の充実を図ります。また、高校生による小学生への「喫煙防止教室」も継続します。</p> <p>【関連事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎職場体験学習による保育体験（中学2年） ◎絵本の読み聞かせ事業（高校2年） ◎赤ちゃんふれあい教室（中学3年生） ◎高校生による小学生への「喫煙防止教室」 	継続

2 家庭・地域の教育力の向上

現状と課題

- ◆近年、子育ての原点である家庭において、児童虐待をはじめとする様々な問題が発生しています。こうした問題の背景として、少子化や核家族化、情報化等の経済社会の変化や、人間関係の希薄化、地域社会や家庭における「教育力」が低下していることが指摘されています。家庭、学校、地域との連携の下、家庭や地域における教育力を総合的に高めていきます。

方向性

- ◆子育て家庭と保育所・学校との連携に努め、子育て支援の教室等、知識の普及に努めていきます。
- ◆体験活動を通じた、子育て支援の機会を提供します。

具体的な取組

NO	事業名	担当課	内容	方向性
35	自然とのふれあいの促進	教育委員会	本町の地域を学ぶことに主眼を置いた体験事業の継続支援と拡充を行い、家庭を中心とした体験の機会づくりを進めます。 【関連事業】 ・親子体験事業	継続
36	昔の遊び、あそび方の伝授	教育委員会	地区生涯学習推進協議会と連携し、料理教室・文化継承事業等の体験事業の充実を図ります。	継続
37	世代間の交流促進	教育委員会	教育委員会で実施している人材バンク登録かみのくにの「達人」を活用し、凧づくりや将棋等の遊びを通じて高齢者と子どもの交流の促進を図ります。学校、PTA、地区生涯学習推進協議会と連携し、体験事業や地域学習を通じた世代間交流の促進に努めます。	継続
38	地域にまなぶ学校づくり	教育委員会	地域の物事との出会いを大切にする学びづくりを進めます。地域の人々、生涯学習推進会議との連携による授業や行事等を実施し、地域学習、総合学習の充実に努めます。	継続

第4節 子どもの安全の確保

1 地域社会全体での安全の確保

現状と課題

- ◆全国的に多発する子どもが被害にあう事故や犯罪は、小学校の登下校の時間帯に発生が集中しています。かつては、地域の防犯ボランティアが子どもの見守り活動を行っていましたが、近年は、防犯ボランティアの担い手不足、共働き家庭の増加等により「地域の目」が減少し、見守りの空白地帯が生じていることから、登下校時における総合的な防犯対策の強化を進めていくことが必要となっています。本町でも、児童の登下校時に不審な車や人物に声をかけられる事件が度々あり、学校ではその都度、各家庭に学校便り等で連絡するとともに、防災行政無線も活用し、児童の安全の確保を図っています。
- ◆近年、地震や台風等の自然災害や、子どもが悲惨な事故や犯罪に巻き込まれる事件が多発し、多くの子どもが犠牲となっています。子どもが安全に日々を過ごせるよう、子どもたちを取り巻く環境に対する備えが求められています。

方向性

- ◆関係団体と連携を図り、子どもが災害や犯罪の被害に巻き込まれないよう、防災・防犯体制を推進します。

具体的な取組

NO	事業名	担当課	内容	方向性
39	防災教育の実施	住民課 教育委員会	児童生徒に地震災害から身体の安全を確保するために必要な知識、技能等の育成を図ります。保育所・学校における防災訓練等の体験活動を通じて、子ども自身が安全な行動がとれ、地域の防災に貢献できるように、発達段階に応じた防災意識の啓発に努めます。	継続
40	防犯教育の推進	住民課	防犯教育の一環として、町広報等を活用して啓発を図ります。また、児童・生徒には、防犯ブザーの活用を進めるとともに、決められた通学路を利用するよう指導します。	継続

2 被害にあった子どもの保護の推進

現状と課題

- ◆本町では、いじめ・不登校等の課題の解決に向け、意識調査と分析、学校間取組交流研修会、学校における指導等を通して被害にあった子ども支援、解決に向けた取組を進めています。いじめ問題については、いじめ・不登校対策委員会（事務局：教育委員会）において小中学生を対象に年1回の「いじめの意識調査」を実施し、いじめの早期対応を図っています。また、家庭問題にまで波及するケースについては保健師も介入する等連携して対応しています。不登校については、いじめと同様、小学校、中学校、上ノ国高校において児童生徒と丁寧な関わりを行うとともに、関係機関が連携した支援を行っています。今後は、さらなる充実を図るため、中学校についてはスクールカウンセラーを配置する等の生徒の相談支援の充実を検討していく必要があります。
- ◆本町では、虐待の被害を受けた児童については、保健師の訪問による家族支援と学校の担任をはじめ養護教諭による児童の支援を行っています。児童心理士やカウンセラー等の専門支援が受けられる状況ではなく、精神的ダメージの軽減や立ち直りの支援となっているかは課題が残っています。児童相談所を中心とした研修会を実施し、子どもの心理や親の心理の理解を幅広い職種が学べる機会づくりをはじめ、犯罪等に巻き込まれた児童生徒に対する支援についての体制づくりが必要です。

方向性

- ◆いじめや虐待等の問題の早期把握に努めます。
- ◆学校、地域、行政の関係機関との連携の下、地域で子どもを守る体制づくりをめざします。

具体的な取組

NO	事業名	担当課	内容	方向性
41	いじめ・不登校対策の充実	教育委員会	児童生徒のいじめ・不登校等の問題行動に関し、家庭及び地域、保育所・小・中・高校間の連携の下、問題の解決を図ります。上ノ国町いじめ防止基本方針、各学校いじめ防止基本方針を策定し、取組の充実に努めます。また、スクールカウンセラーの配置に努めます。さらに、児童生徒実態交流会（「学びの共同体」事業）による学校の取組の交流・検討に取り組みます。	継続
10	子育て支援に関する連携の強化	住民課 保健福祉課	教育、保健、障がい児、医療、子育て家庭代表等機関の連携に努めます。	継続

第5節 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進

1 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

- ◆厚生労働省「福祉行政報告例」によると、児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加し、平成29年は133,778件となっています。このような中、児童虐待防止法改正により、体罰禁止が明文化されるなど、児童虐待防止対策の抜本的強化を図っていくこととなりました。児童虐待による悲しい事件を防ぐために、居場所づくりや、子育てネットワークの形成に努めるとともに、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応できるよう、継続的な家庭状況の把握、相談体制の充実に努めていくことが必要です。
- ◆本町では、子育て中の保護者の孤立化を防ぐことを目的に、子育てサークルの支援や保育士の協力の下、遊びを通じた親子関係づくりの支援を行っています。また、絵本の読み聞かせサークル「ポポリン」の協力の下、絵本を介した親子の愛着形成支援としてブックスタート事業を行う等、虐待の発生予防に重点を置いています。また、新生児訪問（生後3週間以内）において、産後うつ病を発見する質問票や育児不安の程度をみる質問票や虐待予防スクリーニングシステムを活用し、保健所の協力を得ながら実施しています。虐待発生0の町をめざし、今後も関係機関との一層の連携強化を進める必要があります。

方向性

- ◆虐待予防の早期発見の要は地域の眼であるため、虐待予防の視点を住民に周知する機会づくりが必要です。各団体への学習会や広報誌を用いた周知を行っていきます。地域の人々が隣近所を意識し、声を掛け合う運動を促進させて、家庭の中に子どもを閉じこめない地域づくりを推進します。
- ◆虐待の疑いのあるケースについては、家庭訪問等で養育者へのケアをしながら、地域・学校・行政等が密に連携を取り合っていく取組を進めます。
- ◆絶えず専門機関と連携し、必要な対処・対応を図っていきます。

具体的な取組

NO	事業名	担当課	内容	方向性
42	孤立感・不安の解消	保健福祉課	乳幼児健康診査、未受診者等への個別訪問等を通して、子育て不安や孤立感の解消に努めます。	継続
43	虐待についての学習会の実施等	保健福祉課	虐待予防について、各団体への学習会等、広報誌を用いて周知を図ります。	継続
44	要保護児童対策地域協議会の充実	保健福祉課 住民課 教育委員会	要保護児童対策地域協議会の構成機関や構成員のさらなる参加や協力を求め、虐待をはじめ、非行や不適応行動等幅広い問題に対し、検討・対応を行います。	継続

2 ひとり親家庭への支援

現状と課題

ひとり親家庭は、子育てと就業との両立が困難であることや、特に母子家庭においては、就業に必要な知識及び技能を習得する機会が十分になかった人が多く、その場合、心理的・経済的に大きな負担を抱えやすい状況にあるといえます。本町でも、アンケート調査結果で、保護者が「父親だけ」、又は「母親だけ」と回答した割合は1割以上を占めており、ひとり親家庭の支援を充実させていく必要があります。

方向性

- ◆ひとり親家庭の経済的な自立支援と精神面のケアを進めるため、家庭の状況に応じて、支援を図ります。
- ◆ひとり親家庭が抱える悩みが解消されるよう、保育所の活用を図るとともに、子育てサークル等にも集い、悩みや知恵を語り合い学び合い、手を取り合って、子育てができるような環境づくりを進めます。

具体的な取組

NO	事業名	担当課	内容	方向性
45	児童扶養手当制度の活用	住民課	児童扶養手当制度の周知を図ります。	継続
46	ひとり親家庭等医療費支給制度	住民課	ひとり親家庭等医療費支給制度の周知を図ります。	継続

3 障がいのある子どもへの支援の促進

現状と課題

適切な療育・発達支援は、保護者の不安軽減や保育力向上により、児童のその後の社会生活にとって大きなプラスになると考えられます。そのため、障がいや発達上の不安を早期に発見し、適切な療育・発達支援を受けられる体制づくりに努めます。また、保育所や小中学校では、障がいを持つ児童生徒のニーズに対応できるように受入れ体制を整備します。

方向性

- ◆障がいのある子どもの人格人権を尊重し、ノーマライゼーションの精神の輪を広げていきます。
- ◆障がいのある子どもを抱えている保護者の精神的なケアを図る支援対策を進めます。
- ◆発育・発達に心配がある子どもに適切な対応が図られるよう、充実した健診や健康相談に取り組むとともに、発達障がいの状況に応じた適切な支援を進めていきます。
- ◆地域の人たちのボランティア活動を通して、ふれあいの場を促進し、発達に障がいがある子どもへの理解を深めていきます。

具体的な取組

NO	事業名	担当課	内容	目標
47	ノーマライゼーション理念等の普及啓発	保健福祉課 住民課	個々の児童への支援を通じて、関係機関、各職員の理解が深まるよう啓発に努めます。	継続
48	発達障がいを抱える子どもとの交流の促進	保健福祉課	発達障がいを抱える子どもとのふれあいの場をつくるため、高校生のボランティア等の発達支援センター行事への参加促進を図ります。	継続
49	子ども発達支援センターの機能の充実	保健福祉課	①療育担当職員の研修の充実を図るとともに、併せて各種相談機能の強化を図り、子ども発達支援センターを核とした運営機能の充実を図ります。	継続
			②専門機関と地域、教育機関との連携を強め、保護者への個別の対応、家庭訪問等総合的なケアができる支援体制の充実を図ります。 【関連事業】 ・サービス担当者会議（随時） ・ケース会議（随時） ・保護者との面談（年2回・随時） ・保護者向け学習会（年1回） ・支援者向け学習会（年2回）	継続
50	児童通所利用者負担額の無料化	保健福祉課	上ノ国町児童通所支援利用者負担額助成事業実施要綱により、利用負担額を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、障がいのある児童の療育と福祉の向上に努めます。	継続

第5章 子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保策

計画期間における子ども・子育て支援サービスの量の見込みは、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき、アンケート調査結果から得た家庭類型別の子どもの数に、意向率を乗じて算出しました。

■国が示した量の見込み算出項目

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定(認定こども園及び幼稚園) ＜専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2	保育認定①(幼稚園) ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
3	保育認定②(認定こども園及び保育所)	3～5歳
4	保育認定③(認定こども園及び保育所＋地域型保育)	0歳、1、2歳
5	時間外保育事業	0～5歳
6	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
7	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライト別)	0～18歳
8	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
9	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳 0～5歳
10	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
11	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳、1～3年生、4～6年生
12	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

※「妊婦健康診査」、「乳児家庭全戸訪問事業」等は、事業形態の性質上、アンケート調査とは別に量の見込みを算出。

〔算出方法〕

児童人口の推計	コーホート変化率法によって、0～11歳の子ども的人口を推計する。
家庭類型の分類	<p>アンケート調査結果の父親・母親の就労形態及び就労希望の形態（フルタイム、パートタイム、無業）から家庭類型を区分し、それぞれの家庭類型の児童数の割合を算出する。</p> <p>【家庭類型】</p> <p>※1年以内の就労希望がある者は、希望の就労形態により区分する。</p> <p>タイプA：ひとり親家庭 タイプB：フルタイム×フルタイム タイプC：フルタイム×パートタイム タイプC'：フルタイム×パートタイム（短時間） タイプD：専業主婦（夫） タイプE：パート×パート タイプE'：パート×パート（短時間） タイプF：無業×無業</p> <p style="text-align: right;">} 年齢別に分類</p>
量の見込み算出	<p>家庭類型ごとに利用状況・利用意向（希望）から割合を求め、それを年度ごとの児童数の推計値に掛け合わせることで、量の見込みを算出する。</p> <p>●教育・保育の量の見込みの場合、1号、2号、3号別に、年度ごとに算出。 ●地域子ども・子育て支援事業の場合、事業別に年度ごとに算出。</p>

第1節 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

1 量の見込み

町内に居住する子どもの教育・保育の量の見込みは、以下の通りです。

	推 計				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 1号認定こども（3歳以上保育の必要性なし）	5	5	5	6	5
② 2号認定こども（3～5歳、幼稚園の利用希望が強い）	4	3	4	4	4
幼稚園（①+②）	9	8	9	10	9
③ 2号認定こども（3～5歳、保育所等利用希望者）	63	60	71	72	65
④ 3号認定こども（0歳）	4	4	4	4	4
⑤ 3号認定こども（1, 2歳）	39	36	29	29	27
認可保育所（③+④+⑤）	106	100	104	105	96

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

本町では、令和3年度に、河北保育所、上ノ国保育所を統合し、学童保育、発達支援センターの機能を持った子ども支援センター（仮称）を開設予定です。そのため、令和2年度までは、保育所2施設、定員数165人の体制とし、令和3年度以降は、保育所（子ども支援センター）1施設、定員117人の体制とします。また、定員に対する量の見込みについては、ほぼ充足することが想定されますが、1, 2歳児の入所が多いことから、保育士の確保ができる体制を整えとともに、職員の資質向上に努めていきます。

なお、本町に幼稚園はなく、例年、江差町の私立幼稚園へ通園している子どもが一定数いる状況です。「幼児教育・保育の無償化」を踏まえ、円滑な利用となるよう、必要に応じて周辺市町村と協議していきます。

	推 計				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 1号認定こども（3歳以上保育の必要性なし）	0	0	0	0	0
② 2号認定こども（3～5歳、幼稚園の利用希望が強い）	0	0	0	0	0
幼稚園（①+②）※町内に施設はありません	0	0	0	0	0
③ 2号認定こども（3～5歳、保育所等利用希望者）	105	75	75	75	75
④ 3号認定こども（0歳）	20	12	12	12	12
⑤ 3号認定こども（1, 2歳）	40	36 [*]	30	30	30
認可保育所（③+④+⑤）	165	123	117	117	117
実施場所	上ノ国 河北	子ども支援センター（仮称）			

※保育室を入れ替える等調整を行い、受入れを行います。

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

本町では、令和3年度開設を目処に、保育所・学童保育・発達支援センターを併設した子ども支援センター（仮称）を整備しています。保・小・中・高校間連携共同による授業研究、児童生徒実態交流会の開催など、「かかわり合い・学び合い・育ち合う学びの共同体」づくりの推進に努めています。

また、国の動向を注視しながら、幼児教育・保育の質の向上に資するよう教育・保育に関する専門性を有する指導主事の配置について検討していきます。

さらに、障がい児や外国に繋がる幼児等の対応については、対象となる幼児や家庭がいた場合、関係機関で連携し、適切な対応に努めます。

第2節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

本町では、法定13事業のうち、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、放課後児童健全育成事業を実施しています。また、令和3年度を目処に、保育所、学童保育、発達支援センターの機能を持った子ども支援センター（仮称）を開設する予定です。子ども支援センターを整備する中で、他の事業の実施についても検討していきます。

No.	国指定の13事業		実施状況
1	利用者支援事業		未実施
2	地域子育て支援拠点事業		未実施
3	妊婦健康診査		実施
4	乳児家庭全戸訪問事業		実施
5	養育支援訪問事業		実施
6	子育て短期支援事業		未実施
7	ファミリー・サポート・センター事業		未実施
8	一時預かり事業	幼稚園型	未実施
		幼稚園型以外	未実施
9	延長保育事業		未実施
10	病児・病後児保育事業		未実施
11	放課後児童健全育成事業		実施
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業		未実施
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		未実施

1 量の見込み

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
利用者支援事業 【単位：か所】	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	0	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業【単位：延組/年】		487	457	391	376	361
妊婦健康診査【単位：延件/年】		224	224	224	196	196
乳児家庭全戸訪問事業【単位：人】		16	16	16	14	14
養育支援訪問事業等【単位：人】		7	7	7	6	6
子育て短期支援事業【単位：延人/年】		0	0	0	0	0
一時預かり事業 【単位：延人/年】	幼稚園在園児（1号認定）	0	0	0	0	0
	幼稚園在園児（2号認定）	939	899	1,058	1,084	978
	未就園児対象	485	460	470	470	435
延長保育事業【単位：人】※ ¹		27	26	27	27	25
病児保育事業【単位：延人/年】		172	164	167	167	155
ファミリー・サポート・センター事 業【単位：人】	低学年	0	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業※ ² 【単位：人】	1年生	23	25	24	21	20
	2年生	23	26	24	22	20
	3年生	18	20	19	17	16
	4年生	6	6	5	5	6
	5年生	3	7	6	4	5
	6年生	4	4	7	6	5
	低学年計	64	71	67	60	55
	高学年計	13	16	17	15	16
	合計	77	87	84	75	71

※¹：保育短時間（8時間）の利用者による延長ニーズとして算出（17：15以降の利用希望者）

※²：小数第1位を端数処理しているため、合計が一致しないことがある

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

町内の児童人口は減少が見込まれることから、既存の施設や事業で、一人ひとりの子ども・子育て家庭に対し、個々に応じた柔軟なサービスの提供に努めていきます。

1) 利用者支援事業

子どもやその保護者、又は妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

専任の職員や場所の確保が難しいため、事業としての実施は見送りますが、関係機関の連携を密にし、円滑な相談体制の構築に努めます。

2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で実施する事業です。

町内では、健康センターの開放をはじめ、相談や親子の交流の機会を随時設けています。拠点的な場所づくりに向けて検討を進めていきます。

3) 妊婦健康診査

医療機関に委託し、14回分の費用の助成を行っています。引き続き、安心で安全な出産のために14回の助成を実施していきます。

4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後28日以内の新生児を、保健師や栄養士が訪問し、保健指導や栄養指導を行います。引き続き、すべての家庭を対象に実施していきます。

5) 養育支援訪問事業等

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行う事業です。新生児訪問時に各家庭状況の把握に努め、適切な支援を行っています。

6) 子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。ショートステイは、保護者が、疾病・疲労等の身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設等の保護を適切に行うことができる施設において原則として7日以内の養育・保護を行う事業です。トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設等保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。町内の実施は困難なため、周辺の市町村の動向を把握し、必要に応じて実施を検討していきます。

7) ファミリー・サポート・センター事業

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。町内の実施は困難なため、周辺の市町村の動向を把握し、必要に応じて実施を検討していきます。

8) 一時預かり事業

乳幼児について、主に昼間に保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。本町では、出産期間の保護者に対して実施していますが、それ以外の目的による預かりについても、検討していきます。

9) 延長保育事業

通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。現在、本町では、原則平日 8:30～17:15の間で開所し、保護者のニーズに応じて対応しています。保育士の確保等、提供体制の充実に努め、保育時間の延長を検討していきます。

10) 病児保育事業

子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。町内の実施は困難なため、周辺の市町村の動向を把握し、必要に応じて実施を検討していきます。

11) 留守家庭児童会（放課後児童健全育成事業）

共働き家庭等の留守家庭の児童に対して、放課後に適切な遊び、学校の余裕教室、公民館等で、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。令和2年までは、低学年のみを対象とし、上ノ国町林業センター1か所、定員おおよそ35人を目処で実施します。令和3年度以降は、子ども支援センター1か所、定員70人で実施します。また、障がい児など、支援が必要な子どもについても、円滑な受入れができるよう努めていきます。

なお、全国的には、共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進することが求められています。本町においては、小学校の今後の方向性ととも、検討を進めていきます。

12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。国や周辺の市町村の動向を把握し、必要に応じて実施を検討していきます。

13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。国や周辺の市町村の動向を把握し、必要に応じて実施を検討していきます。

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進に当たっての役割分担と連携

本計画における多くの事業は、福祉、保健・医療、教育、雇用、生活環境等の幅広い分野にわたっているため、推進に当たっては、関係各課、関係機関、団体、企業等と連携しながら、地域社会全体の取組として、総合的かつ効果的な推進を図ります。

関係主体それぞれの役割分担は、以下の通りとします。

関係主体	役割
上ノ国町	<ol style="list-style-type: none">1. 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子育て支援事業を総合的かつ計画的に行う。2. 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行う。3. 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保する。
北海道	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対し、必要な助言及び適切な援助を行う。特に専門性の高い施策及び市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じる。
国	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。
事業主	雇用する労働者に係る多様な労働条件と、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られる雇用環境を整備する。国又は北海道や上ノ国町が講ずる子ども・子育て支援へ協力する。
町民 (NPO等含む)	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は北海道や上ノ国町が講ずる子ども・子育て支援へ協力する。

第2節 計画の進行管理

本計画の策定に向けては、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者等から構成される「上ノ国町子ども・子育て会議」を設置し、議論を行いました。本会議は子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議する場に位置づけられています。そのため、計画策定後も、計画における実施状況や評価については、子ども・子育て会議で審議を行っていきます。

また、本計画の施策・事業の実施に当たっては、国や道等関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するよう努めます。

このため、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の実施状況について定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、住民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。

資料編

1 上ノ国町子ども・子育て会議設置要綱

平成 26 年 12 月 10 日

訓令第 16 号

(設置の目的)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、上ノ国町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援施策に関すること。
- (3) その他町長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 10 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる機関、団体の者の中から町長が委嘱する。

- (1) 上ノ国町民生委員協議会
- (2) 町内保育所保護者会
- (3) 上ノ国町校長会
- (4) 上ノ国町 PTA 連合会
- (5) 町内子育て等サークル
- (6) 上ノ国町子ども発達支援センター
- (7) 上ノ国町社会教育委員

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に、会長及び副会長を 1 人置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の事務は、住民課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、子育て会議の運営に必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

2 上ノ国町子ども・子育て会議委員名簿

委嘱区分	所属団体	氏名
上ノ国町民生委員協議会	主任児童委員	長内 須美子
町内保育所保護者会	上ノ国保育所保護者会代表 (父母と保母の会代表)	谷口 かなえ
上ノ国町校長会	上ノ国町校長会会長 (上ノ国小学校長)	永倉 裕範
上ノ国町PTA連合会	上ノ国町PTA連合会会長 (上ノ国中学校PTA会長)	小田 学
上ノ国町子ども発達支援センター	子ども発達支援センター	木本 優香
上ノ国町社会教育委員	社会教育委員委員長	宮崎 信裕

(敬称略 順不同)

3 計画策定の経過

年月日	事項
令和元年5月	町内の小学生以下の児童のいる全世帯に「子育て支援に関するアンケート調査」を実施
令和元年7月	「子育て支援に関するアンケート調査」集計
令和元年8月～ 令和元年9月	量の見込み及び確保方策の検討
令和元年8月～ 令和元年10月	次世代育成支援地域行動計画に係る検証・計画書素案作成
令和元年10月	第1回子ども・子育て会議の開催
令和2年1月	第2回子ども・子育て会議の開催
令和2年2月	パブリックコメントの実施
令和2年3月	第3回子ども・子育て会議の開催（書面会議）

上ノ国町 第2期子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月
発行 上ノ国町 住民課
〒049-0698 北海道檜山郡上ノ国町字大留100番地
TEL : 0139-55-2311 FAX : 0139-55-2025